

## 「県」事業 「市」事業に関する要望書について

### ★書類の確認

- \* 要望書の記載方法
- \* 要望書様式「県」事業（青色の用紙）
- \* 要望書様式「市」事業（ピンク色の用紙）
- \* 要望書の「記入例」
- \* 住宅地図

### ★要望書の記載方法

- \* 要望書は「県事業」の様式が青色、「市事業」の様式がピンク色です。  
（県と市の要望書を分かりやすく色分けしていますが、白い普通紙でも構いません。）
- \* 要望書の様式は、市ホームページよりダウンロードすることができます。  
（キーワードで探す→申請書ダウンロード→その他申請書→自治会申請書類申請書）
- \* 新規か継続かに○を付けてください。継続とは、前年度にも要望された要望事項のことです。
- \* 要望事項の項目は、記載方法の「5 要望事項」の表から選んでください。該当項目がない場合は、簡潔に書いてください。
- \* 内容は、できるだけ具体的に記入してください。
- \* 優先順位を記入してください。
- \* 住宅地図には、要望個所に赤色等でマーキングをしていただき、要望書の番号と同じ番号、たとえば県①県②県③・市①市②市③などを記入してください。
- \* できる限り位置図と写真を添付してください。
- \* 提出期限は8月31日（水）です。
- \* 提出先は「土木課」または「各地域ふれあいセンター」へお願いします。
- \* 国に関する要望は、市要望に記入してください。
- \* 国道・県道で横断歩道、信号機の設置要望があれば、市要望へ記入してください。
- \* 要望箇所数は限定いたしません、自治会内で十分精査し、箇所の選定をお願いします。

★土木事業以外の要望も受付します。土木以外の要望は、土木課でとりまとめを行い担当課へ提出します。

★この要望書に対する事項は、令和5年度予算に向けてとなりますが、緊急性がある事項については優先順位を勘案し、随時実施します。

★要望書の回答は、令和5年2月にさせていただく予定です。

★要望書についてご不明な点がございましたら、土木課「古田」Tel.0575-33-1122(内 211)までお問い合わせください。

# 「県事業」「市事業」に関する要望書の記載方法

- 1 記載用紙 **「県事業」要望は青色の用紙、「市事業」要望はピンク色の用紙**
- 2 提出期限 **令和4年8月31日（水）**
- 3 図面番号 添付図面の要望箇所の番号と同じ番号をご記入ください。  
箇所番号記載例：県①、県②、市①、市②、・・・市⑤
- 4 新規か継続かに ○ をお付けください。  
\*「継続」とは、前年度にも要望された要望事項のことです。
- 5 要望事項  
\*項目： 要望内容に該当する項目を次の表から選んでください。  
(該当項目が無い場合は、適宜ご記入ください。)

道路拡幅	歩道設置	道路補修
舗装改良（既設舗装あり）	舗装新設	ガードレール設置
側溝改良（既設側溝あり）	側溝新設	側溝蓋の設置
道路照明灯の設置	交差点の改良	信号機の設置
河川改修	河川の土砂さらえ	横断歩道の新設
急傾斜地崩壊対策	落石防護柵の設置	草刈り
治山対策	農道整備	林道整備

\*内容： 実施して欲しい内容・数量等を具体的にご記入ください。  
但し、数量等に関係ない場合は未記入で結構です。

- 6 優先順位 自治会として考える優先順位をご記入ください。
- 7 その他 担当課・処理欄は記入しないでください。  
できる限り写真の添付をお願いします。
- 8 提出先 土木課または、各地域ふれあいセンターまでお願いします。

## \*注意事項

- ・国道・県道で横断歩道、信号機の設置要望は「市事業」の要望書へご記入ください。
- ・この要望書に対する事項は、令和5年度予算に向けてとなりますが、緊急性がある事項については優先順位を勧案し、随時実施します。

※本件に関するお問合せ先

市役所建設部土木課：古田

電話 0575-33-1122 内線 211